

ヤスクニ・レポ 208

「今年の〈2. 11〉集会の歴史的意味」

代表 西川重則

1

「平和の思い 政治に」。この言葉は私が親しい友人に取材された時、「朝日新聞」の記者であった友人であったために、同じ「朝日新聞」の別の記者が私の記事と関係があると信じていたことから、私の思いを見事に表明してくださったのではないかと思っている。直接そのことを聞いたわけではないが、日本語として今回私が書きたい思いのタイトルとして最もふさわしいと信じ、表題とさせていただいたことを最初に申し上げておきたい。

2017年の一月号の表題であり、表題にふさわしい内容を報告したいと願っている。

言うまでもなく、多くの日本人は、戦後72年の今日、日本の政治状況、社会状況を直視して、「平和への思い」は内心に強く抱いている思いは、戦争ではなく「平和への思い」であると言ってよかろう。政府・自民党によって「戦争法案」がつい先だつての真夜中の9月19日の午前2時18分に強行採決された事を私はゆめ忘れることはない。真夜中であり、自宅に帰れず、私たちの教会に行き、寝かしてもらった私である。

ともあれ、私たちの思いは戦争ではなく、平和への思いであることは自明のことであるが、それでは2017年の今年はどうな政治状況であるかを述べてみよう。言うまでもなく、国会傍聴18年になる私にとって、戦後72年という長い戦後の歴史であり、私たちにとって、戦争への道ではなく、平和憲法の名にふさわしく、平和への思いは平和実現の戦後史であるべきことを痛感させられるが、事実はそののではなく「平和への思い 政治に」という願いはあくまで私たちの心からの願いであるが、戦後史の実態は戦争への道と言うべき厳しい政治状況であることを認めなければならない。

私自身は、国会傍聴18年の今年、日本国憲法が改正(改悪)されて、戦争に道を開く方向に進んで

いることを否定できない。具体的な事例として挙げれば、安倍首相の訪米は何を意味しているのかを考えれば、戦後の流れは日米安保体制が日米軍事同盟強化路線以外の何ものでもないと言わなければならない。「平和への思い」ではなく「戦争への思い」を心に秘めて、日米軍事同盟強化路線を意味する首相の発言・行動であり、それを支持する動向が日米首脳によって明白にされたと言わざるを得ない。なぜパール・ハーバーなのか、なぜアジアではなくてアメリカなのか。この疑問に安倍首相、閣僚は私の問いに答えてくれない。否、率直に言って答えられないのではないか。

2

以下、「朝日新聞」だけに留めるが、「朝日新聞」の12月6日以下、順序よく同紙の大きな見出しを書き並べて見るが、読者の立場で、なぜ以下のような大きな見出しなのか。なぜそのような訪米の旅なのかを考えて欲しい。

- 一 12月6日 首相真珠湾訪問へ 今月27日現職として初 オバマ大統領と慰霊
- 二 12月7日 社説 安倍首相 真珠湾で何を語るか
- 三 12月8日 真珠湾75年の夜明け ハワイで追悼式典
- 四 12月9日 真珠湾和解の誓い新た
- 五 12月27日(夕刊) 首相、ハワイで慰霊
- 六 12月28日 首相「不戦の決意」強調へ きょう真珠湾で演説
- 七 12月28日(夕刊) 首相「和解の力」訴え 真珠湾でオバマ大統領と慰霊 不戦「不動の方針貫く」
- 八 12月29日 真珠湾「和解の象徴」 首相が慰霊 大統領と演説 歴史認識は明示せず

「社説」 真珠湾訪問「戦後」は終わらない

九 12月30日 稲田防衛相が靖国参拝
就任後初 真珠湾訪問の翌日

社説 靖国参拝「真珠湾は何だったか

【稲田防衛相の参拝に対する徹底
批判。熟読すべき内容 西川】

以上、「朝日新聞」の渡米報道の一部だが、可能なら報道の具体的内容について一読されると問題点が理解出来よう。最初に述べた通り、なぜアメリカなのか。なぜ韓国、中国その他のアジアに対して、侵略・加害の歴史の事実に基づく歴史認識の共有を求めないのか。そしてなぜ心からの謝罪をしないのか。改めて事柄の重大性を痛感させられたものである。真珠湾のアリゾナ記念館をめぐる問題も指摘しておきたい。

なお今回の私のレポートは、2017年1月の記事であり、最も重要な事柄は、戦後72年の年にあつて、安倍首相が常に考えているひとつは、日本国憲法改正（改悪）の具体化をめぐる課題であり、そのために開かれている憲法審査会の現状についての彼の要望であり、決して無視してはならないと思っている。そのために、今年の〈2・11〉集会での私の講演は「改めて日本国憲法に習熟しよう」というタイトルだが、憲法改悪を絶対に許さない決意と

徹底学習による推進運動に劣らない運動の重要性であり、そのために講演の必要、その緊急性を主張しているところである。

最後により具体的な運動について強調しておきたい。それは、私の場合が参考になると思っている。私の集会場所は、私が住んでいる所であり、地方自治重視の考え方に基いている。

私の〈2・11〉集会のちらしの後半に、次のように解説し、地元の方々、公務員の方々の参加を求めている。民主主義の本質にかかわることであるが、地方自治の本質について、憲法の第九二条をよく読んで欲しいと思っている。その前提の条文として第一三条に注目されるよう求めている。文言は次のとおりである。

「私たちが日本国憲法に習熟し、普遍的価値を持っている『個人の尊重』（一三条）を民主政治の本質とする憲法政治を強く要望しましょう。

そして、地方自治の本旨（九二条）、憲法尊重擁護の義務がすべての公務員に負わされている（九九条）憲法の条文・精神を重視すべきことを確認し、学びを深めましょう」。

各地区の学び、参加を求めて、終わりたい（2017年1月16日）。

2016年12月16日例会奨励 ルカの福音書2章1～20節「平和が御心にかなう人々に」 山本 進牧師（日本同盟基督教団馬込沢キリスト教会）

「恐れることはありません。今、私は、この民全体のためのすばらしい喜びを知らせに来たのです。今日、ダビデの町で、あなたがたのために、救い主がお生まれになりました。この方こそ、主キリストです。」これがただの知らせでないように、その後天の軍勢が現れて、神を賛美しました。「いと高き所に、栄光が神にあるように。地の上に平和が御心にかなう人々にあるように。」

人類は軍事力を背後に平和を持ちましたが、2000年経っても、世界には紛争がなくなり、和解に持って行けません。地上になぜ真の平和が来ないのでしょうか。みことばによれば、御心にかなう人々が少ないからでしょう。戦争紛争を行っているのは国や民族、団体・グループです。西川重則さんが「戦争は国会から始まる」と語っておられるように、国レベルで戦争がしかけられます。私は、御心にかなう人々の中に法人を考えるようになり、法

人、団体の救いが必要と思うようになりました。それは公義を行っているか、と言うことです。神の御前に正しい政治は政教分離に引かかる事柄ではなく、公義は本来政治に必要な、国の活動の土台、基本です。日本国憲法にあるような公共の福祉に反しない態度、行動が公義です。自由と自由のぶつかるところは真理に立ち、皆の事を考えて話し合いで線を引いていくことです。自分たちが決定した法律が戦争を行わない憲法、法律であるべきです。国の政治に公義という御心にかなう人々が審議、議決の時に公義にかなう判断をしてもらえれば、平和が来ることになり、それが当事国同士で行われれば平和が維持されるでしょう。そうなる時代が来るのでしょうか。「いと高き所に、栄光が神にあるように。地の上に平和が御心にかなう人々にあるように。」国が公義という御心にかなうことを主に祈ります。